

# 令和8年度トライアングルエヒメ横展開（障がい福祉）事業費補助金実施要領

## 1. 目的

本事業は、就労継続支援事業所の工賃向上を図るため、県のトライアングルエヒメ推進事業で検証されたデジタル技術の現場実装・定着・横展開を支援し、同事業所におけるデジタル業務の受注拡大を推進する。

## 2. 事業主体

本事業の実施主体は、愛媛県とする。

## 3. 補助対象者

本事業の補助対象者は、次の各号に定める者（以下、「就労継続支援事業所」という。）とする。

- (1) 就労継続支援A型事業所であって、経営改善計画書若しくは賃金向上計画を県に提出している事業所又は県が認めた事業所
- (2) 就労継続支援B型事業所であって、県において作成する「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は県が認めた事業所

## 4. 事業の内容

- (1) 県は、補助対象者からの補助金交付申請に基づき、別表補助対象経費のとおりトライアングルエヒメ推進事業で検証されたデジタル技術のうち保健福祉分野の業務工程可視化ツール（以下「業務工程可視化ツール」という。）の導入及び研修参加に要する費用を補助するものとする。
- (2) 補助対象は別表のとおりとし、補助率は3分の2以内とする。
- (3) 本事業により業務工程可視化ツールを導入した就労継続支援事業所は、導入や研修を受講することによって得られた業務効率化や工賃向上に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、県に報告するものとする。

## 5. 事業期間

事業期間は、交付決定の日から令和9年2月26日までとし、遅くとも令和9年2月26日までに交付要綱に定める実績報告を実施するものとする。

## 6. その他

県は、補助事業の実施に当たっては、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。なお、他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

### 附 則

この要綱は令和8年6月15日から施行する。

## 別表

補助対象経費（補助対象）	備考
ア. 業務工程可視化ツール導入にかかる経費	・ 初期設定費用及び保守管理費用含む。
イ. 研修にかかる経費	・ 業務工程可視化ツール提供事業者による研修経費のみを補助対象とする。 ・ 受講対象は事業所責任者及び支援者とする。
ウ. その他	・ 補助対象期間中に係る経費のみを対象とする。 ・ 業務工程可視化ツールのランニングコストを含む。 ・ インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。